

平成 2 9 年 第 6 回 定 例 会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 29 年第 6 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 29 年 9 月 13 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 29 年 9 月 25 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 29 年 9 月 25 日 午前 11 時 36 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	藤原 勝美	○
総 務 課 長	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	石川 波江	○
総 務 課 主 幹	小泉 政敏	○	学校給食センター主幹	阿部 勝弘	○
住民企画課長	伊藤 泰広	○	農業委員会事務局長	横山 智	○
住民企画課参事	森井 研児	○	選挙管理委員会局長	齊藤 昭一	○
住民企画課主幹	篠原 裕佳	○	選挙管理委員会次長	小泉 政敏	○
住民企画課主幹	松木 幸次	○	監査委員会事務局長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	川口 昌志	○			
保健福祉課主幹	小野 淳子	○			
産業振興課長	横山 智	○			
産業振興課参事	小野 敏明	○			
産業振興課主幹	安瀬 雅祥	○			
産業振興課主幹	近野 幸彦	○			
建設課長	石川 篤	○			
建設課参事	竹内 秀行	○			
会計管理者	五十嵐 正美	○			
総務課庶務担当主査	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松橋 正樹	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事 務 局 主 査	山田 志津子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 高橋 剛 6番 渡邊 直樹
2			諸般の報告	
3	同意	5	津別町教育委員会委員の任命について	
4	〃	6	津別町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
5	議案	46	津別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	47	契約の締結について（トレーニング室増築工事）	
7	〃	48	契約の締結について（7号汚水幹線マンホールポンプ新設工事）	
8	〃	49	北海道市町村総合事務組合同規約の変更について	
9	〃	50	北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について	
10	〃	51	北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について	
11	〃	52	平成29年度津別町一般会計補正予算（第5号）について	
12	〃	53	平成29年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	54	平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
14	〃	55	平成 29 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
15	〃	56	平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	
16	認定	1	平成 28 年度津別町一般会計決算の認定について	
17	〃	2	平成 28 年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
18	〃	3	平成 28 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
19	〃	4	平成 28 年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
20	〃	5	平成 28 年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
21	〃	6	平成 28 年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	
22	〃	7	平成 28 年度津別町上水道事業会計決算の認定について	
23	意見書案	4	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について	
24	〃	5	「全国森林環境税」の創設に関する意見書について	
日程	区分	番号	件名	顛末

25	意見 書案	6	適正な地方財政計画の策定を求める意見 書について	
26	〃	7	教職員の長時間労働是正を求める意見書 について	
27	報告	7	平成 28 年度財政健全化判断比率の報告に ついて	
28	〃	8	教育に関する事務の管理及び執行状況の 点検評価の報告について	
29	〃	9	例月出納検査の報告について（平成 28 年 度 5 月分、平成 29 年度 5 月分、6 月分、 7 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

5番 高橋 剛 君 6番 渡邊 直樹 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第2回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎同意第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第3、同意第5号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました同意第5号の津別町教育委員会

委員の任命についてを説明させていただきます。

津別町教育委員会委員松平範慶氏は、平成 29 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、改めて松平範慶氏を津別町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご承知のとおり、松平氏は人格、見識はもとより、平成 17 年 10 月より現在まで 3 期 12 年にわたり教育委員を務められ、経験も豊富であることから適任であると判断させていただいたところであります。なお、住所及び生年月日は議案書に記載のとおりであり、任期は平成 29 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認につきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第 5 号は同意することに決定しました。

◎同意第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、同意第 6 号 津別町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（竹俣信行君） ただいま上程となりました同意第 6 号の津別町固定資産評価審査委員会委員の選任について説明をさせていただきます。

津別町固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するため地方自治法第 180 条の 5、第 3 項の規定に基づき設置している委員会です。委員の数は 3 人で山田耕司氏、加藤洋子氏、金一和美氏の任期が平成 29 年 9 月 30 日をもって満了となりますので、経験豊かなこの 3 名の方々を引き続き委員に選任いたしたく地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものがあります。3 名の方々の住所及び生年月日は議案書に記載のとおりであります。

なお任期は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

以上、説明をさせていただきましたので、ご承認につきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第 6 号は同意することに決定しました。

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 46 号 津別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） それでは、ただいま上程となりました議案第 46 号 津別町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料 1 ページをお開きください。改正の理由は、平成 28 年度より主任介護支援専門員研修修了証明書及び主任介護支援専門員更新研修修了証明書に 5 年間の有効期間が設けられ、その更新時に主任介護支援専門員更新研修の受講が課せられ、5 年間の有効期間が確保されるよう、介護保険法施行規則がこのたび改正されまして、平成 29 年 4 月 1 日から施行されたことに伴いまして条文の整備を行うものでございます。

改正内容は、主任介護支援専門員の定義が、介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修を修了した者、又は主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して 5 年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者と改められたことを踏まえまして、新旧対照表の第 4 条第 1 項第 2 号の括弧書き等を削除するものでございます。

議案に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を改正条文としたものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するとしております。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 46 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 47 号 契約の締結について（トレーニング

室増築工事)を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(藤原勝美君) ただいま上程となりました議案第47号 契約の締結についてご説明申し上げます。

トレーニング室増築工事の請負契約につきましては、予定価格が5,000万円を超えることにより、議会の議決に付すべき契約の財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明資料2ページをお開きください。工事の名称はトレーニング室増築工事でございます。工事の場所につきましては、津別町字豊永5番地1であります。工事の概要につきましては、鉄骨造、地上1階192.38平方メートルを増築するものでございます。契約の方法につきましては指名競争入札によるものであり、入札執行日につきましては平成29年9月5日、工期につきましては契約の日から平成30年3月15日であります。入札参加業者については5社を記載してありますが、1社が参加を辞退したため4社による入札執行となりました。落札業者は株式会社清水建設、落札金額は5,078万円であります。契約の金額につきましては5,484万2,400円であり、うち消費税及び地方消費税につきましては406万2,400円であります。落札率は99.53%となりました。

議案に戻っていただきまして、以上、契約の締結につきまして内容のご説明を申し上げましたので、ご審議の上承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 48 号 契約の締結について、7号汚水幹線マンホールポンプ新設工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 48 号 契約の締結についてご説明申し上げます。7号汚水幹線マンホールポンプ新設工事の請負契約について、予定価格が 5,000 万円を超えていることにより、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明資料 3 ページをお開き願います。

工事名は 7 号汚水幹線マンホールポンプ新設工事、施工場所は津別町字達美から活汲です。

説明資料 4 ページをお開き願います。今回の工事につきましては、活汲の農業集落排水を公共下水道へ統合するために平成 26 年度から管渠布設工事を行ってまいりましたが、その最終工事となるもので、この工事をもって公共下水道へ接続となります。

図面の凡例、赤い実線につきましては平成 27 年度までの施工済みの箇所、黄色い実線が平成 28 年の施工済みとなっており、本年度の施工箇所につきましては赤丸に P と書かれた 3 カ所となります。

説明資料 3 ページにお戻り願います。入札日は平成 29 年 9 月 12 日、工期につきましては契約の日から平成 30 年 2 月 16 日でございます。工事概要ですがマンホールポンプ機械電気設備として 3 カ所設置いたします。機械設備として汚水ポンプ一式、電気設備としてポンプ動力制御盤一式となっております。

議案本文にお戻り願います。契約の方法につきましては指名競争入札、契約金額は 5,367 万 6,000 円、うち消費税が 397 万 6,000 円でございます。契約の相手は株式会社清水建設でございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 48 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号～議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 49 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第 10、議案第 51 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 49 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第 10、議案第 51 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 49 号から順次説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（齊藤昭一君） ただいま上程となりました議案第 49 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第 50 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第 51 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括ご説明させていただきます。

説明資料に基づきご説明いたしますので、5 ページをお開き願います。このたびの規約の変更理由につきましては、平成 29 年 6 月 1 日付で「西胆振消防組合」が「西胆振行政事務組合」に、平成 29 年 8 月 1 日付で「江差町ほか 2 町学校給食組合」が「江差町・上ノ国町学校給食組合」に名称変更を行ったことによる規約の変更でございます。

変更の内容につきましては、北海道市町村総合事務組合規約の関係では新旧対象表に記載のとおり、別表第 1 と 6 ページに及びます別表第 2 に記載の 2 団体の名称変更を行うものでございます。

北海道市町村職員退職手当組合の変更につきましては、新旧対照表に記載のとおり別表に記載の 2 団体の名称変更を行うものでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、7 ページをご覧ください。新旧対照表のほうに記載のとおり、別表第 1 に記載の 2 団体の名称変更を行うものでございます。

議案にお戻り願います。議案第 49 号、議案第 50 号、議案第 51 号の本文につきましては、ただいまご説明いたしました 2 団体の名称変更を条文化したものでございます。また、附則の施行日につきましては、議案第 49 号、議案第 50 号、議案第 51 号ともに地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日としているものでございます。

以上、議案第 49 号、議案第 50 号、議案第 51 号の提案内容の説明を申し上げましたので、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでありますので、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 49 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 52 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 52 号 平成 29 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして説明をいたします。

今回の補正につきましては、ふるさと納税のカタログ改定作製費用の追加、過年度の障がい者医療費等の国道負担金確定による返還金の追加、個別排水処理事業の増による下水道事業特別会計繰出金の追加、中山間地域所得向上支援事業の追加などを中心に補正予算を組ませていただきました。

それでは、補正予算の条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において、歳入歳出予算にそれぞれ 2,473 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 55 億 6,267 万円とするものであります。第 2 項につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容説明させていただきます。事項別明細書につきましては、歳出から説明をさせていただきますので、7 ページから 8 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の電算化推進経費は、電算室があります林業研修会館の耐震診断の結果を受けまして、大規模地震による建物の倒壊等に備え、庁内 LAN 用のサーバーの損壊時にバックアップとなる複製サーバーを電算室から分離管理することでデータの保全を図るもので、移設先としては庁舎西口玄関の奥にあります旧野球部部室として、移設に必要な収納ラックと高温、結露対策のためのエアコン購入費用として 29 万 6,000 円の追加です。目 3 財政管理費、財政調整基金積立金は、一般寄附金を積み立てるもので 100 万円の追加です。目 5 財産管理費の公用車維持管理経費は、車両購入の事業完了による精査で 110 万 4,000 円の減額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費の地域おこし協力隊事業は、財源内訳のみの補正です。ふるさと納税推進経費は、本年 4 月の総務省の通知を受けまして平成 30 年 1 月 1 日より返礼品の見直しをすることから、既存カタログを改定し作製する費用として 148 万 5,000 円の追加です。目 2 企画開発費は 9 ページから 10 ページをお開きください。森の健康館管理業務は、今年度設置しました専用水道監視装置につきまして警報発信などの通信料が発生するため電話料で 2 万円の追加です。目 3 企画振興費の地域振興施設管理業務は、あいおい物産館に勤務の臨時職員が 7 月から、あいおい振興公社の職員となったことにより共済費で 27 万 9,000 円の減額、賃金で 173 万 6,000 円の減額。

また、今後の施設の修繕見込みで29万円の追加です。相生活活性化プロジェクト事業は、相生アートコミュニティー施設の軒天の一部崩落による修繕料で25万2,000円の追加、建物共済保険料で6万6,000円の追加です。目4公共交通対策費のバス保管車庫管理経費は11ページから12ページをお開きください。備品購入費は高圧洗車機購入の事業完了による精査で16万4,000円の減額です。項3徴税费、目1税務総務費の税務事務経費と次の項4戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費の住民基本台帳ネットワークシステム経費は、ともに社会保障税番号システムへのシステム対応費用として北海道自治体情報システム協議会への負担金で税務事務経費で32万7,000円、住民基本台帳ネットワークシステム経費で140万4,000円の追加です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業につきましては、平成28年度の繰越明許費による事業で、今年度の予算計上はありませんでしたが、支給決定者が予算見込みを超えたために現年度予算からの流用により給付金の支給に対応してまいりましたが、給付金につきましては全額国庫補助のために財源内訳のみを補正するものです。障害者総合支援事業経費は、平成27年度及び平成28年度の障がい者医療費など障がい者関連の国庫負担金、道負担金の確定による超過交付分の返還金で535万9,000円の追加です。地域生活支援事業経費は13ページから14ページをお開きください。成年後見人制度法人後見支援事業は後ほど出てきますけれども、老人福祉費の市民後見推進事業からの予算の組み替えで119万5,000円の追加。扶助費の日中一時支援事業は、先ほど説明いたしました臨時福祉給付金給付事業への予算流用による流用元の補てんで148万5,000円の追加です。国民健康保険事業特別会計繰出金は、事務費分で59万8,000円の追加。介護保険事業特別会計繰出金も事務費分で2万4,000円の追加です。目5老人福祉費の福祉バス管理経費は、職員の福祉バス運転に伴う日当旅費で2万5,000円の追加。介護サービス支援事業は、社会福祉法人恵和福祉会のデイサービスセンターの暖房機器の設備修繕に対する補助金で28万1,000円の追加。市民後見推進事業は先ほど説明いたしました地域生活支援事業経費の成年後見人制度法人後見支援事業への予算の組み替えで119万5,000円の減額です。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の児童手当等扶助費は財源内訳のみの補正です。

15 ページから 16 ページをお開きください。子ども・子育て支援事業につきましても財源内訳のみの補正です。未熟児養育医療費給付事業は、平成 28 年度の国庫負担金の確定による返還金で 10 万 3,000 円の追加。特別児童扶養手当事務経費につきましても平成 28 年度の国庫委託金の確定による返還金で 2,000 円の追加。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費の下水道事業特別会計繰出金は、個別排水整備事業の増と事務費分で 686 万円の追加です。

款 6 農林業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費の給与費と目 2 農業総務費の給与費は財源内訳のみの補正です。目 3 農業振興費の中山間地域所得向上支援事業は、新規の補助金で 18 ページになりますけれども、津別農協が事業実施主体の基盤整備事業について道より予算割り当ての内示があり、605 万円の追加で、トンネル補助となります。目 4 振興事業費の土地改良事業事務経費は、北海道土地連の負担金で事業費の変更により 3 万 3,000 円の追加です。項 2 林業費、目 4 林業構造改善費の自然運動公園管理経費は、急を要する修繕料への予算流用により不足する流用元の役務費、手数料に 4 万 4,000 円の追加です。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路橋梁総務費の建設機械管理経費は平成 28 年度の建設機械、車両修繕におきまして修繕料の未払いが 1 件ありまして、現年度予算より予算流用をし、過年度分として支出をいたしました。そのため現年度予算への補てんとして 67 万 1,000 円の追加と、そのほかに車両借上料への予算流用が 10 万 9,000 円あり、合わせて車両修繕料に 78 万円の追加です。除雪センター管理経費も予算流用による不足となる流用元の施設修繕料に 16 万 8,000 円の追加です。

19 ページから 20 ページをお開きください。目 2 道路橋梁維持費の道路橋梁維持管理経費は、備品購入費で車両購入の事業完了による精査で 34 万 4,000 円の減額。新規購入車両の燃料費で 8 万円の追加です。目 3 道路橋梁新設改良費の町道整備事業は、町道 141 号線と町道 189 号線の事業完了による水道工事補償の精査で 125 万 3,000 円の減額です。項 3 河川費、目 1 河川総務費の河川維持管理経費は、河川補修用の重機借上料で 18 万 6,000 円の追加です。項 4 住宅費、目 1 住宅管理費の町営住宅管理経費は、今後の支出見込みで水道料で 2 万 3,000 円の追加。21 ページから 22 ページになりますが施設管理用の手数料で 15 万 1,000 円の追加、今年度建設する相生団地の個別排水処

理分担金で7万5,000円の追加です。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費の中学校施設管理経費は、教員住宅の給湯ボイラー取り換え修繕費用で17万1,000円の追加です。項4社会教育費、目1社会教育総務費の少年補導委員経費は費用弁償の支給が必要な委員が増えたことにより7,000円の追加です。目3会館管理費、児童館管理経費は事務室のFFストーブ排気筒の修繕費用で4万8,000円の追加です。項5保健体育費は23ページから24ページをお開きください。目2体育施設費の温水プール管理経費は、施設機械の修繕料への予算流用により不足となる流用元の施設管理用消耗品費に32万4,000円の追加。トレーニングセンター管理経費も急を要する他の体育施設の修繕料等への予算流用により不足となる流用元の暖房用燃料に126万8,000円の追加です。目4学校給食費の学校給食センター運営経費は、ガス回転釜バーナー交換修繕費用として32万9,000円の追加です。

歳入の説明をいたしますので3ページから4ページをお開きください。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金は、住民基本台帳ネットワークシステムに関するもので140万4,000円の追加です。目2民生費国庫補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金は、障がい者福祉、児童福祉、国民健康保険、介護保険の各システムに関するもので133万5,000円の追加。地域生活支援事業費等は成年後見人制度法人後見支援事業に係る国費2分の1補助で59万7,000円の追加、臨時福祉給付金は支給決定実績により148万5,000円の追加です。

款14道支出金、項2道補助金、目2民生費道補助金の地域生活支援事業費等は、成年後見人制度法人後見支援事業に係る道費4分の1補助で29万8,000円の追加。権利擁護人材育成事業は10割補助で332万8,000円の追加です。目4農林業費道補助金の農業委員会等活動促進事業は、事業精査により12万3,000円の追加、中山間地域所得向上支援事業は歳出における同事業と同額の605万円の追加です。

款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及配当金は、女満別空港ビル(株)の配当金で3万円の追加です。

款16寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金は、津別病院の近藤名誉委員長から100

万円の寄附であります。当初計上予算に1,000円があり補正額は99万9,000円となります。

款18繰越金は一般財源の不足分で前年度繰越金879万7,000円の追加です。

款19諸収入、項4受託事業収入は5ページから6ページをお開きください。目2農林業費受託事業収入の農業者年金業務は委託手数料交付金の減額により3,000円の減額です。項5雑入、目5過年度収入は平成28年度子どものための教育・保育給付費負担金で道費追加交付金で11万円の追加です。目6雑入の雇用保険料個人負担分は、あいおい物産館臨時職員に係るもので7,000円の減額。事故共済金は、地域おこし協力隊員の単独物損事故によるもので18万8,000円の追加です。

議案の補正条文にお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました補正内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理し、第1項の補正額及び予算総額とするものであります。

以上、内容について説明いたしましたので原案にご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 53 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 53 号 平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 53 号 平成 29 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について内容のご説明を申し上げます。

補正条文第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額に 2,088 万 8,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 9 億 8,925 万 4,000 円とするものです。

第 2 条につきましては後ほどご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 59 万 8,000 円の追加は、総務一般事務経費、旅費で国保事業の都道府県化に向けた納付金並びに連携システム等の説明会旅費分として 22 万円、19 節負担金補助及交付金で制度移行に伴う事務処理標準システム用業務サーバーのライセンス費用として北海道国保連合会に対する負担金として 37 万 8,000 円の増額であります。

次に、款 2 保険給付費の目 2 退職被保険者等高額療養費は 19 節負担金補助及交付金として、現在までの高額療養費の実績及び今後見込み分として 80 万円の増額をお願いするものです。

次に、款 9 基金積立金、目 1 基金積立金は、国民健康保険基金積立金として過年度分の療養給付費等交付金の交付に伴い 620 万 2,000 円を追加するものです。

款 11 諸支出金は 1,328 万 8,000 円の追加で 7 ページ、8 ページになりますが、項 1 償還金及還付加算金、目 3 償還金で療養給付費等償還金 1,328 万 8,000 円は、一つに療養給付費等負担金超過交付償還金 1,302 万 9,000 円の追加です。これは前年度の療養給付費等の額の確定に伴いまして国からの給付費負担金の超過交付分の返還分として、次の特定健診国等負担金超過額償還金 25 万 9,000 円につきましても前年度の負担

金額の確定による国、道への返還金でございます。

続いて歳入の説明となります。3ページ、4ページとなります。款3療養給付費交付金、目1療養給付費交付金は、過年度の実績額による療養給付費等交付金の追加交付であり700万2,000円の増となります。ここでちょっと報告とおわびになります。今回の追加交付を受けます700万2,000円のうち、28年度より前の年度分の実績報告の数値に誤りがございまして、療養給付費等交付金の修正報告を社会保険診療報酬支払基金に行っております。修正となりました平成24年度分から26年度分の療養給付費の交付金として、合計でこの700万2,000円のうち516万1,573円が社会保険診療報酬支払基金から追加として交付されたところでございます。従来より慎重な事務執行に努めてきたところでございますけれども、このような誤りが生じたことにつきましておわび申し上げますところでございます。今後とも慎重かつ正確な事務執行に向けて努めてまいりたいと考えてございます。

次の款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、歳出の総務一般事務経費59万8,000円の追加に伴うものであります。次の項2基金繰入金、目1国保基金繰入金は、歳出でありました平成28年度療養給付費等償還金に充てるため、同額を基金から繰り入れるものであります。

それでは前の補正条文に戻っていただきまして第1条第2項は、ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を次ページの第1表として款項ごとに整理させていただきました。

以上、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 54 号 平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（小野淳子さん） ただいま上程となりました議案第 54 号 平成 29 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では認定調査員臨時雇用による予算組み替え及び不足分の補正と、平成 28 年度超過交付金の国庫支出金等の返還金の補正が主なものでございまして、それに伴う歳入補正でございます。

条文第 1 条第 1 項といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 223 万 9,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 5 億 5,482 万 1,000 円とするものです。

第 2 項は後ほどご説明いたします。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 3 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会委員会費の認定調査経費、賃金で 27 万 2,000 円を増額。委託料で 24 万 8,000 円を減額するものです。当初委託料で組んでおりましたものを賃金のほうで予算組み替えし、今後、支出見込みから不足分がありましたので、その差額として補正しております。

次に、款 5 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 2 国庫支出金等償還金では、平成 28 年度介護給付費の国庫分 88 万 8,933 円と地域支援事業費の国庫分 85 万 8,489 円、道費で 46 万 8,320 円の超過負担金等の返還金といたしまして 221 万 5,000 円を増額す

るものでございます。

続きまして歳入にお戻りいただきまして3ページ、4ページをお開きください。款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金で事務費繰入金といたしまして2万4,000円の増額、項2基金繰入金、目1基金繰入金では平成28年度介護給付費と地域支援事業の額の確定に伴いまして超過負担金等の返還金といたしまして介護給付費準備基金繰入金から繰り入れるものでございます。

それでは本文に戻っていただきまして、第2項に定めます第1表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきました。

原案にご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第55号 平成29年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第55号 平成29年度

津別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、個別排水整備箇所を増による個別排水整備費の追加及び補助事業実施に伴う経費の追加でございます。

第1条につきましては歳入歳出それぞれ1,131万円を追加し、予算の総額を4億8,414万4,000円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、目1一般管理費は、上下水道運営審議会経費において料金改定に伴う審議会数の増として6万5,000円の追加。

款2特環下水道費、目1下水道整備費は、管渠施設整備事業において事業に伴う協議会数の増により旅費15万6,000円の追加となります。

款3個別排水費、目1個別排水整備費は個別排水整備事業において新たな設置申し込み3カ所の増により1,095万円の追加となります。

7ページ、8ページをお開き願います。款4集落排水費、目1集落排水管理費は管渠管理経費において活汲JA施設の新設により公共汚水枡1カ所の新設で13万9,000円の追加となります。

続きまして3ページ、4ページの歳入をお開き願います。歳入につきましては款1分担金及負担金、項1分担金、目2個別排水受益者分担金において、3基の増設分25万円の追加を見込むものです。個別排水受益者分担金は1基あたり10万円ですが、このうち1カ所につきましては上里公民館設置分を予定しておりまして、規定により50%の減免をするものでございます。

款4繰入金については、一般会計繰入金として686万円の追加をお願いするものです。

款7町債については、目2個別排水事業債において新規分420万円の追加をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただきまして、第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

第2条地方債補正については、第2表にて起債の限度額を6,260万円とするものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 56 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課参事。

○建設課参事（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 56 号 平成 29 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の主な理由としましては、水道、下水道運営審議会経費の追加と事業完了による工事及び消費税の精査でございます。

第 1 条は総則です。第 2 条につきましては収益的収入及び支出の収入の部において第 1 款水道事業収益に 1 万 6,000 円を追加し、収益計を 1 億 9,035 万 5,000 円とし、支出の部において第 1 款水道事業費用を 2 万 8,000 円減額し費用計を 1 億 6,669 万 5,000 円とする補正をお願いするものです。

2 ページをお開き願います。収入の部、款 1 水道事業収益、項 3 営業外収益、目 4 雑収益は決算に伴う消費税の精査で 1 万 6,000 円の追加。

支出の部、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 4 総係費において水道、下水道運営審議会の開催増に伴い 6 万 5,000 円の追加。項 3 営業外費用、目 3 雑支出は消費税の精査として 9 万 3,000 円の減額となります。

本文にお戻り願います。第 3 条につきましては、予算第 4 条に定めました本文括弧書きをそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額について第 1 款資本的収入を 125 万 3,000 円減額し、収入計を 8,490 万 9,000 円とし、第 1 款資本的支出を 125 万 3,000 円減額し支出計を 1 億 4,835 万 8,000 円とする補正をお願いするものです。

3 ページをお開き願います。資本的収入及び支出については、収入、支出とも町道改良に伴う配水管移設完了による精査で、工事負担金、工事請負費がそれぞれ 125 万 3,000 円の減額となります。

続きまして 1 ページをお開き願います。1 ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

4 ページをお開き願います。4 ページはキャッシュ・フロー計算書となります。一番下の①資金期末残高につきましては、補正分が増額となりまして 2 億 8,347 万 2,000 円となります。

続いて 5 ページから 7 ページにつきましては、本年度予定貸借対照表となります。今回の補正につきましては 5 ページの下から 6 行目②の現金預金が増額し、4 ページの①と同額の 2 億 8,347 万 2,000 円となります。

7 ページ下から 5 行目③の当年度純利益につきましては 2,366 万円と見込むものでございます。

以上、ご説明いたしましたのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎認定第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、認定第1号 平成28年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第22、認定第7号 平成28年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの7件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、認定第1号 平成28年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第22、認定第7号 平成28年度津別町上水道事業会計決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

お諮りします。

これら7件については、会議規則第39条第2項の規定に基づき内容の説明は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7項までの7件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は別紙配付のとおりでありますので、ご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

4番、乃村吉春君。

○4番(乃村吉春君) ただいま上程になりました決算認定のための審査につきましては、昨年同様の議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら7件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し動議といたします。

(「賛成」の声あり)

○議長(鹿中順一君) ただいま乃村吉春君から、一般会計ほか6会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら7件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの乃村吉春君の動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら7件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思っております。また、地方自

治法第 98 条に基づく検閲検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 21 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○事務局長（松橋正樹君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第 1 回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。委員長には乃村吉春議員、副委員長には巴光政議員が選出されましたのでご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎意見書案第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、意見書案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3 番、村田政義君。

○3 番（村田政義君） [登壇] ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、ただいま上程されました意見書案、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について事前に配付しておりますことから内容を短縮し提

案させていただきますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給に期待がされております。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用や所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、地域の特性に応じた森林の整備を進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現させるため、下記の項目について地方自治法第99条の規定により衆議院議長、参議院議長ほか各大臣に施策の充実・強化を強く求め意見書を提出するものであります。

以上、提案しますので皆さんの賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第24、意見書案第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 〔登壇〕 ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、ただいま上程されました意見書案第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について先ほどと同じように事前に配付しておりますので、内容を短縮し提案をさせていただきますので、皆さんのご理解をよろしくお願ひいたします。

我が国の森林が多く所在する山村地域の町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、人口減など厳しい情勢にあり、また山村対策に取

り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している中、政府・与党は「平成 29 年度税制改正大綱」において、市町村が主体的に実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成 30 年度税制改革において森林環境税の創設に向けた方針が明記されたことから、下記の項目について地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長ほか各大臣に森林環境税の導入を強く求め提出するものであります。

以上、提案をいたしますので皆さんの賛同よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、意見書案第 6 号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君）〔登壇〕 意見書案第 6 号について、全段を読み上げご理解をいただきたいと思います。

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は 5 月 29 日、『「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議』をとりまとめ、地方自治体における基金残高が平成 27 年度決算で 21 兆円の規模になっており、10 年前と比べ 7.9 兆円増加していることなどを理由に、基金残高を地方財政計画へ反映するよう求めた。こうした地方基金残高をめぐっては、内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議でも同様の議論がされ、6 月 9 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」では、「地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金

の現在高や増加幅の程度の差違を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する」とされた。

地方自治体は、この間、厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施する中で、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持などへの財源を捻出している。今後は地方創生総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理・維持などに取り組む必要があり、不慮の自然災害などによる歳出増、不況時の歳入減などにも対応が求められている。

地方財政法（第4条の2）では健全な財政運営のため年度間調整を要請しているが、財源調達に限りがある地方自治体において各種の基金を活用するのは必然であり、基金は将来の行政需要に対し各自治体における不断の行財政改革による努力によって積み上げられたものであることを理解すべきである。地方の基金残高が増加していることをもって、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものであり、認められない。ということで、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣に対し目的があつて地方で基金積み立てるのですけども、その使い道をここに入れないうように求めるものであります。

ご理解とご賛同よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、意見書案第7号 教職員の長時間労働是正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

1 番、篠原眞稚子さん。

○1 番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　意見書案第 7 号を説明したいと思います。現在、長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められている中、教職員についても実効性がある超過勤務削減策が急務となっています。

文科省の平成 28 年度「公立小中学校教員の勤務実態調査」の結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安となる月 80 時間超の残業に相当する教員が、小学校で 33.5%、中学校で 57.6%に達することが明らかになっています。また、同年の連合総研の調査においても、小学校が 72.9%、中学校が 86.9%の教員が「過労死レベル」となる超過勤務を行っている実態があります。

このようなことから、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したいと思います。

提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長あてに届けるものであります。

皆さま方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　意見書案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することのご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 7 号

○議長（鹿中順一君）　日程第 27、報告第 7 号　平成 28 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、報告第 8 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告についてを議題といたします。

津別町教育委員会教育長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 9 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 29、報告第 9 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 28 年度 5 月分、平成 29 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午前 11 時 36 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで平成 29 年第 6 回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 11 時 36 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員